

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程(昭和 46 年埼道公規程 3 号)第 90 条の規定に基づき公告する。

平成 19 年 1 月 26 日

埼玉県道路公社 理事長 今 井 栄 一

1 入札対象業務

- (1) 委託業務の名称 平成 19 年度料金徴収業務
- (2) 委託業務の場所 富士見川越有料道路料金所
狭山環状有料道路料金所
新見沼大橋有料道路料金所
皆野寄居有料道路料金所
- (3) 委託業務の概要 富士見川越有料道路料金收受業務
狭山環状有料道路料金收受業務
新見沼大橋有料道路料金收受業務
皆野寄居有料道路料金收受業務
- (4) 履行期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札対象業務 上記に掲げた料金所毎に入札を実施する。

2 競争参加資格要件

次のいずれにも該当する者であること。

次の各号の一に該当しないと認められる者

イ 契約の履行に当たり不正の行為若しくは埼玉県道路公社(以下「公社」という。)の信用を失墜せしめた者。

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ 監督又は検査の実施に当たり公社職員の履行を妨げた者。

ホ 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者。

ヘ その他公社に著しい損害を与えた者。

ト 前各号の一に該当する事案があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人(入札又は見積の際を含む) 支配人、その他の使用人として使用した者。

会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。

同種業務(公社、各高速道路株式会社、その他の地方道路公社等の管理する有料道路及び道路運送法に基づく一般自動車道における料金收受業務をいう。)の経験が過去5年間に通算して1年以上あること又は、類似業務(100台以上を収容できる路外駐車場管理者で、単位時間制による有人徴収を採用している者をいう。)の経験が過去5年間に通算して1年以上あること。

委託業務を適切に行うことができる実施体制、経営状況であると認められる者であること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 対象業務の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(様式第2号。以下「資料」という。)を各2部持参により提出し、競争参加資格確認通知書(様式第3号)の交付を受けなければならない。

申請書等の受付日時及び場所

日時：平成19年2月7日(水)から平成19年2月9日(金)

9時から15時まで

場所：さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県道路公社会議室

申請書及び資料の作成説明会

実施しない

申請書及び資料のヒヤリング

実施しない

競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)以内に回答する。

- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、平成19年2月23日(金)までに、埼玉県道路公社理事長に書面を持参して行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

4 仕様書等の閲覧

- (1) 仕様書等は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。又、一時貸し出しも実施する。

期間：平成19年 1月26日(金)から平成19年 2月8日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等は除く。)9時から16時まで(ただし、12時から13時を除く)

場所：埼玉県道路公社会議室

- (2) 仕様書等に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面持参により行うこと。

なお、回答は書面をもって行う。

質疑受付期間：平成19年 1月26日(金)から平成19年 2月 8日(木)
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等は除く。)9時から16時まで(ただし、12時から13時を除く。)

書面の提出先：埼玉県道路公社総務担当

5 現場説明会

実施しない

6 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年 3月1日(木) 11時から

- (2) 場所 さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
埼玉県道路公社会議室

7 入札方法等

- (1) 競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律67号) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

8 入札保証金
免除する。

9 料金徴収業務の費用内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した費用内訳書を提出する。
- (2) 費用内訳書の様式は別紙とする。
- (3) 提出された費用内訳書は、返却しない。
- (4) 費用内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された費用内訳書の内容について不明な点がある場合や極端に低廉な場合などについては説明を求めることがある。

10 契約保証金

埼玉県道路公社会計規程第 82 条第 2 項に該当する場合は免除する。

11 支払条件

契約時に提出する月別資金計画書に定める当月分の金額を、実施確認通知書とともに請求できるものとする。

12 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - 入札について不正な行為があった場合。
 - 入札書に記載した金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。
 - 入札書を 2 通以上提出した場合。
 - 他の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合。
 - 代理人が持参する場合において、代理人が署名又は記名捺印のある委任状を持参しない場合。
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札時点において、2 に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用す

ることではない。

(2) 業務の担当は次のとおりであり、不明な点については照会すること。

埼玉県道路公社 総務担当

電話 048 - 822 - 8073